

函館市環境基本計画 [第3次計画] (案)

はじめに

〈市長挨拶〉

目 次

第1章 計画の基本的事項 1

① 計画策定の趣旨	1
② 計画策定の目的	2
③ 計画の位置付け	2
④ 計画期間	3
⑤ 計画の対象範囲	3
⑥ 計画と SDGs との関連性	4

第2章 函館市がめざす環境像 5

① めざす環境像	5
② 基本目標	6

第3章 施策の展開 7

① 施策の体系	7
② 基本施策	8

第4章 市民や事業者に求められる主な取組 30

第5章 計画の推進 35

① 推進体制	35
② 計画の進行管理	35

参考資料 36

① 環境目標等一覧	36
② 計画策定までの経緯	37
③ 計画策定にあたっての市民意見等	38
(1) 函館市環境審議会	38
(2) 市民・事業所アンケート	39
(3) 市民・事業所向けワークショップ	40
(4) パブリックコメント	41
④ 函館市環境基本条例	42

1

計画策定の趣旨

本市では、平成 11 年（1999 年）9 月に、良好な環境の将来の世代への継承および持続的に発展する社会の構築などを基本理念とした函館市環境基本条例を制定し、その基本理念の着実な実現に向け、環境の保全および創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的として、平成 12 年（2000 年）3 月に函館市環境基本計画〔第 1 次計画〕、平成 22 年（2010 年）3 月に函館市環境基本計画〔第 2 次計画〕を策定し、各分野で環境保全のための取組を進めてきたことにより、本市の環境の状況は、おおむね良好に推移しています。

一方、近年の環境問題に関する世界の動向を見ると、平成 27 年（2015 年）に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や地球温暖化対策の新たな国際枠組みとしての「パリ協定」が採択されたほか、海洋プラスチックごみ問題や食品ロスの問題、生物多様性の損失など、地球規模での環境問題に対する国際的な取組が活発化してきています。

また、国では、こうした国際的な動向を踏まえ、それぞれの問題に応じた取組を展開していくこととしており、関係する法律を整備するとともに、各種計画などを策定しながら、各分野の施策を推進していこうとしています。

こうしたなか、〔第 2 次計画〕の計画期間が令和元年度（2019 年度）までとなっていることから、今後も函館市環境基本条例の基本理念の実現に向け、近年の環境問題に関する動向や本市の環境の状況に適切に対応していくため、函館市環境基本計画〔第 3 次計画〕を策定するものです。

環境問題に関する主な動向

平成 22 年（2010 年）	3 月 10 月	市 世界	函館市環境基本計画〔第 2 次計画〕策定 「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」採択
平成 24 年（2012 年）	4 月 9 月	国 国	第四次環境基本計画策定 生物多様性国家戦略 2012-2020 策定
平成 27 年（2015 年）	9 月 12 月	世界 世界	「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択 「パリ協定」採択
平成 28 年（2016 年）	5 月 12 月	国 国	地球温暖化対策計画策定 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針策定
平成 30 年（2018 年）	4 月 6 月 11 月	国 国 国	第五次環境基本計画策定 気候変動適応法制定 気候変動適応計画策定
令和元年（2019 年）	5 月 5 月 5 月 6 月	国 国 国 国	プラスチック資源循環戦略策定 海洋プラスチックごみ対策アクションプラン策定 食品ロスの削減の推進に関する法律制定 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定

2

計画策定の目的

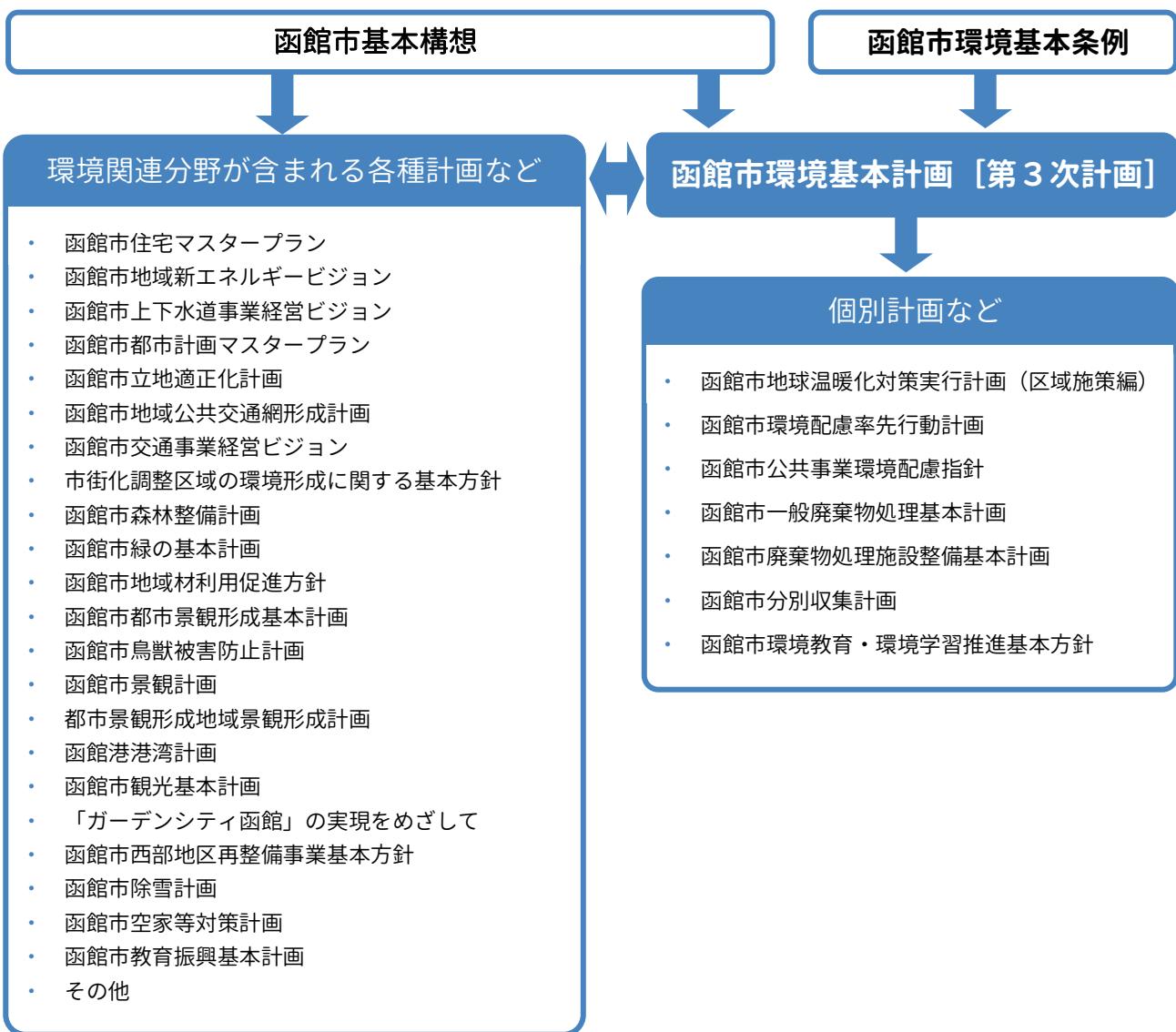
函館市環境基本条例第3条の基本理念の着実な実現に向け、環境に関する広範な施策を市民、事業者および市がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し連携しながら総合的・計画的に推進するために策定するものです。

3

計画の位置付け

- 函館市環境基本条例第8条に基づき策定するものです。
- 函館市基本構想に基づくまちづくりを環境面から実現していく役割を担います。
- 各環境分野における環境目標や、具体的な施策の方向性などを明らかにし、各種計画および施策の環境に関連する分野を立案・実施するにあたっての基本となるものです。

函館市環境基本計画の位置付け



4

計画期間

令和 2 年度（2020 年度）から令和 12 年度（2030 年度）まで

本計画の計画期間は、本市の環境の状況を踏まえながら、施策の着実な進展を図るため、また、社会情勢を踏まえ、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標年次に合わせ、令和 2 年度（2020 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 11 年間とします。

また、本計画については、的確な進行管理を行うとともに、令和 7 年度（2025 年度）を中間目標年次とし、計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

5

計画の対象範囲

対象地域は市内全域とし、対象とする環境の分野は、函館市環境基本条例第 7 条に規定する施策の策定等に係る基本方針などを踏まえ、地球環境、自然環境、快適環境および生活環境とします。

- 地球温暖化の防止や環境への負荷の少ない循環型社会の形成による地球環境の保全
- 生物多様性の確保および森林、緑地、水辺等における多様な自然環境の保全
- 自然とのふれあいの確保や都市景観の形成などによる潤いと安らぎのある快適環境の創造
- 大気・水・土壤などが良好な状態に保持された生活環境の保全

コラム

函館市の木・花・鳥・魚

市の木



おんこ（いちい）
昭和 50 年 4 月 1 日制定

常緑針葉樹で昔から庭木として、公園や家庭で植えられています。また、赤い実をつけることから小鳥を呼ぶ木としても知られています。現在では名木・古木が多く、品位と長寿を誇る木として親しまれており、四季を通じて緑を提供してくれる函館の代表的な木です。

市の鳥



ヤマガラ
昭和 62 年 5 月 10 日制定

函館山をはじめ市街地周辺に多く生息し、樹木の多い公園だけでなく、人家の庭先にもしばしば姿を見せてくる愛らしい鳥で、一年中見られます。その姿は、色彩が豊かなため容易に識別することができます。また、「市の木」であるおんこの実を好むため、函館のシンボルとしてふさわしい鳥です。

市の花



つつじ（やまつつじ）
昭和 50 年 4 月 1 日制定

半落葉低木で様々な種類がありますが、道南ではやまつじが多く自生しており、函館でも見られます。函館山の一角はこの花群で華やかに彩られ、初夏を伝える花として市民に広く親しまれています。

市の魚



イカ
平成元年 8 月 1 日制定

函館市では昔から日本海を南から北に回遊する「スルメイカ」が漁獲され、イカ珍味加工品の生産地として有名です。また、「イカ刺し」をはじめとした新鮮な魚介類は、観光客の味覚を楽しませ、夏から秋にかけて見られる、イカ釣り漁船の「漁り火」は、函館の夜景をさらに彩る素材となっており、市民にも親しまれています。

6

計画と SDGs との関連性

SDGs は、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）の略で、平成 27 年（2015 年）9 月に国連総会で採択され、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成される令和 12 年（2030 年）までの国際社会共通の目標です。SDGs には、経済・社会・環境をめぐる幅広い分野にわたる目標が掲げられており、気候変動をはじめ、海洋保全や生物多様性など、環境に関する項目が多く含まれていますが、本計画の施策を推進することにより、SDGs の実現に資することにつながるものです。



出典：国連広報センター 「持続可能な開発目標（SDGs）」

コラム SDGs についてもっと知ろう！

私たちの生活は、経済発展や技術開発により豊かで便利になりましたが、生物多様性の損失や人口増加に伴う水や食料、エネルギーなどの枯渇問題、さらには、地球温暖化に伴う気候変動への対応など地球規模での問題が起きています。

これを解決し、持続可能な社会の形成に世界全体で取り組むため、2015 年 9 月に開催された国連総会において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

このアジェンダでは、人間、地球および繁栄のための行動計画として SDGs が定められ、「誰一人取り残さない」ことを掲げ、全ての国は、このアジェンダをもとに、2030 年までに、持続可能な開発のための貧困や飢餓、ジェンダー、気候変動などに関する諸目標を達成するために力を尽くすこととしています。

日本においても、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、政府や地方自治体、企業などの役割などを示す「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定めています。

～SDGs の 17 の目標～

- | | |
|-----------|---------|
| ① 貧困 | ⑩ 不平等 |
| ② 飢餓 | ⑪ 都市 |
| ③ 保健 | ⑫ 生産・消費 |
| ④ 教育 | ⑬ 気候変動 |
| ⑤ ジェンダー | ⑭ 海洋資源 |
| ⑥ 水・衛生 | ⑮ 陸上資源 |
| ⑦ エネルギー | ⑯ 平和 |
| ⑧ 成長・雇用 | ⑰ 実施手段 |
| ⑨ イノベーション | |



1 めざす環境像

本市は、三方を海に囲まれ、函館山や恵山をはじめとした豊かな自然と異国情緒あふれる歴史的な町並みを有し、これまで恵まれた環境の恩恵を受けてきました。

一方、私たちの生活や社会経済活動は、環境へ多くの負荷をもたらし、自然環境や生活環境などの身近な環境だけではなく、温暖化など地球環境へも大きな影響を及ぼしています。

本市の豊かな自然環境や本市特有の歴史ある町並みを守り、これらを将来に引き継いでいくためには、環境への負荷の少ない持続的な社会を築いていかなければなりません。

このため、本市に集うすべての人が、環境に対して関心を持ち、自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境に十分配慮した行動をとることが必要です。

そこで、函館市がめざす環境像を以下のとおり定めます。

**豊かな自然と歴史ある町並み
みんなで守り未来へつなぐ
環境にやさしいまち はこだて**



2

基本目標

めざす環境像を実現するために、5つの基本目標を定め、各種施策を展開します。

1 地球環境の保全

環境に配慮した行動や事業活動が定着し、地球温暖化対策が進んでいるまちをめざします。



2 循環型社会の形成

3Rや廃棄物の適正処理の取組が徹底された資源循環型のまちをめざします。



3 自然との共生社会の実現

豊かな自然に囲まれながら、異国情緒あふれる町並みを守り、様々な生き物が息づく自然と人が共生するまちをめざします。



4 生活環境の保全

良好な大気、水、土壤などが確保された健康で安心して暮らせるまちをめざします。



5 総合的な取組の推進

環境について学び、環境にやさしいライフスタイルや事業活動が定着したまちをめざします。



1 施策の体系

5つの基本目標に基づき、私たちが環境の保全および創造に取り組むうえでの柱となる基本施策を定め、具体的な施策の内容を個別施策として設定します。



2

基本施策



1 地球環境の保全

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



1 地球温暖化対策

本市の現状と課題

地球温暖化が進行すると、気温の上昇により、台風の大型化や農林水産物への影響、熱中症搬送者数の増加など、自然環境や人間の生活などに大きな被害を及ぼすことが懸念されています。

気象庁の観測では、日本の年平均気温は 100 年当たりで約 1.21°C 上昇しており、本市においては、約 1.66°C 上昇しています。

本市では、これまで温室効果ガスの排出抑制のための地球温暖化対策を進めてきましたが、家庭などから排出される温室効果ガスの原因となる二酸化炭素の排出量は増加している状況にあります。

温室効果ガスを削減するために、より一層効果的な取組が必要となっているほか、気候変動による被害を回避・軽減する適応策を検討する必要があります。



施策の方向性

温室効果ガスの削減に取り組むとともに、気候変動に対する適応策を検討します。



環境目標



省エネルギーに取り組んでいる人



87.8% → 100%[※]
(平成 30 年度) (令和 12 年度)

※ アンケート調査による評価



温室効果ガス排出量



地球温暖化対策実行計画
(区域施策編) で設定

基準年度比 8.5% 減 (平成 28 年度)

主な関連計画など

- 函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 函館市住宅マスターplan
- 函館市地域新エネルギービジョン
- 函館市一般廃棄物処理基本計画
- 函館市都市計画マスターplan
- 函館市地域公共交通網形成計画
- 市街地調整区域の環境形成に関する基本方針
- 函館市緑の基本計画

- 函館市環境配慮率先行動計画
- 函館市公共事業環境配慮指針
- 函館市上下水道経営ビジョン
- 函館市廃棄物処理施設整備基本計画
- 函館市立地適正化計画
- 函館市交通事業経営ビジョン
- 函館市森林整備計画
- 函館市地域材利用促進方針

施策の内容

① 溫暖化防止のための行動の推進

- 環境にやさしいライフスタイルの推進
はこだてエコライフ*や COOL CHOICE*を推進します。
- 環境にやさしい事業活動の促進
環境に配慮した事業活動をはじめ、フロン類の適正管理やノンフロン製品・設備への転換などを促進します。



啓発リーフレット
「はこだてエコライフのすすめIII」



未来のために、いま選ぼう。

② エネルギーの有効利用の推進

- 省エネルギーの推進
省エネルギー型製品の製造・販売・購入の奨励やエネルギー効率の良い建築物の普及を促進するほか、公共施設などの省エネルギー化を推進します。また物流の効率化を促進します。
- 環境にやさしいエネルギーの普及促進
再生可能エネルギー*などの環境にやさしいエネルギーの導入・利用を促進します。



市で導入している電気自動車「エコレンジャー号」

③ 低炭素型のまちづくりの推進

- コンパクトなまちづくりの推進
都市機能の集約や公共交通の維持・充実に努めます。
- 温室効果ガスの吸収源対策
森林、農地、公園、街路樹などの適切な管理や保全を進めます。また、熱帯材の使用を抑制し、地域材や間伐材の有効利用を推進します。



路面電車



路線バス

④ 地球温暖化対策の総合的・効果的な推進

- 緩和策*の推進
函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第2次計画を策定し、地域特性に応じた地球温暖化対策を総合的・効果的に推進します。
- 適応策*の検討
気候変動による災害の増加、農作物・水産物への影響、熱中症リスクの増加などに対する気候変動適応策を検討します。



* はこだてエコライフ：地域の地球温暖化防止への取組として、函館市の市民・事業者の皆様が実践する省エネを意識した生活のこと。

* COOL CHOICE: 地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

* 再生可能エネルギー：太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められているもの。

* 緩和策：温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うこと。

* 適応策：既に起りつつある気候変動の影響による被害を回避・軽減するための備えと、新しい気候条件の利用を行うこと。



2 循環型社会の形成

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう

1

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

発生抑制

再使用

再資源化

本市の現状と課題

本市の1人1日当たりのごみ総排出量は、近年微減傾向にあるものの、全国・全道平均を上回っており、リサイクル率は全国・全道平均を下回っています。

また、燃やせるごみのうち、約半分が食品ロスを含む生ごみとなっており、このうち約1割（平成30年度（2018年度）組成分析調査）が未開封・未使用的食品となっています。

ごみの減量化・再資源化のため、排出抑制、分別の徹底などの啓発の強化を行う必要があります。



施策の方向性

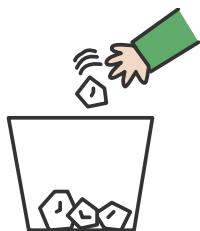
循環型社会の形成のため、市民、事業者および市が連携して、3Rを推進していきます。



環境目標



1人1日当たりのごみ排出量



1,155g
(平成30年度)

1,093g以下※
(令和6年度)



リサイクル率



15.1%
(平成30年度)

20%以上※
(令和6年度)



最終処分量



19,840t
(平成30年度)

14,966t以下※
(令和6年度)

※ 函館市一般廃棄物処理基本計画の数値目標（平成27年3月策定、計画期間：平成27年度～令和6年度）

主な関連計画など

- 函館市一般廃棄物処理基本計画
- 函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

- 函館市分別収集計画

① 3Rの推進

● ごみを出さないライフスタイルの推進

市民・事業者への啓発に努め、ごみを出さないライフスタイル・事業活動を推進し、ごみの減量化・再資源化を図ります。

● 再使用の推進

粗大ごみとして搬入された家具類や自転車を修理し、希望者に販売する再生品利用制度の周知を図り、利用を促進します。

● リサイクルの推進

回収団体へ奨励金を交付し、集団資源回収を支援するほか、市民意識の啓発や各種リサイクル法などの周知啓発に努めます。また、燃やせないごみ・粗大ごみからの金属回収や小型家電、古着などの回収によりリサイクルを進めるほか、日乃出清掃工場から排出される焼却灰の再資源化を進めます。

● 食品ロス対策

宴会時の食べ残しを減らす「30・10運動*」を推進するとともに、食品ロスの削減に向けた各種の対策を検討します。

● グリーン購入*の推進

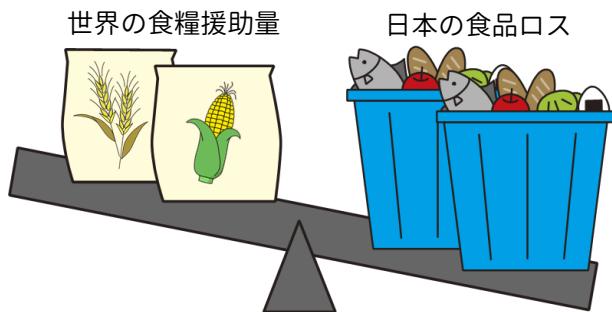
購入の必要性を十分に考慮し、環境負荷が小さい製品やサービスを購入する「グリーン購入」の普及に努めます。



コラム 食品ロスはもったいない！

みなさんは食品ロスという言葉を知っていますか？本来食べられるのにもかかわらず捨てられてしまう食品のことを食品ロスといいます。

日本における食品ロスの量は年間 643 万トン（平成 28 年度推計）で、国民 1 人当たり毎日お茶碗 1 杯分捨てていることになり、この量は世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた食品援助量の約 2 倍に相当します。また、日本は食料を輸入に大きく依存しているながら、大量の食べ物を廃棄している状況です。



大量の食品ロスの発生により様々な問題が発生します。これを廃棄するため、ごみ処理に多額のコストがかかるほか、二酸化炭素の排出による環境負荷が考えられます。

私たち一人ひとりが食べ物をもっと無駄なく、大切に消費していく必要があります。

食品ロスを減らすポイント！

- ① 買いすぎない
- ② 作りすぎない
- ③ 注文しすぎない
- ④ 食べきる



* 30・10運動：宴会などで、開始後 30 分、終了前 10 分を離席せず食事を楽しみ、食べ残しを減らす運動。

* グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

2 廃棄物の適正処理

本市の現状と課題

- 不法投棄は、件数、収集量ともに年々減少しています。
- 日乃出清掃工場の老朽化が進んでおり、安定的なごみの処理をするために廃棄物処理施設の整備に向けた取組を進めています。
- リサイクルセンターの老朽化が進んでおり、長期使用に向けて計画的に補修・更新を行っています。また、最終処分場はごみの減量化や資源化の推進により使用期限の延命化を図っています。

廃棄物の適正処理を推進するため、今後も廃棄物の適正処理の指導やごみの分別に関する啓発、不法投棄防止のための監視を行っていく必要があります。



施策の方向性

安全・安心な適正処理を推進するとともに、環境への負荷の小さい処理・処分を行います。



環境目標

☑ ごみの分別を心がけている人



96.2%
(平成 30 年度) → 100%
(令和 12 年度)

☑ 不法投棄処理件数



280 件
(平成 30 年度) → 230 件
(令和 12 年度)

* アンケート調査による評価

主な関連計画など

- 函館市一般廃棄物処理基本計画
- 函館市廃棄物処理施設整備基本計画
- 函館市都市計画マスタープラン

- 函館市分別収集計画
- 函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 市街化調整区域の環境形成に関する基本方針

施策の内容

① 廃棄物の適正処理の推進

● 廃棄物の適正処理の推進

ごみの適正分別の周知徹底をはじめ、許可業者などへの立入検査などを実施し、適正処理を推進します。

● 不法投棄対策

専門員によるパトロールや監視カメラによる監視を行い、原因者の究明や不適正処理に対応します。

● 海岸漂着物への対応

北海道と連携して、海岸漂着物への確に対応します。

きちんと分別



② 環境負荷の小さいごみ処理体制の構築

● 廃棄物処理施設の整備

函館市廃棄物処理施設整備基本計画に基づき、循環型社会の形成に寄与する廃棄物処理施設の整備を進めます。

● 各処理施設の長期使用の確保

リサイクルセンターについては計画的な補修や更新を行い、最終処分場については、さらなるごみの減量化や資源化の推進により延命化を図ります。



函館市リサイクルセンター



函館市七五郎沢廃棄物最終処分場

コラム 新しいごみ焼却施設ってどんな施設？

いつ完成するの？

令和9年度に完成予定です。

なぜ新しいごみ焼却施設をつくるの？

稼働から長期間が経過し、老朽化しているためです。

ごみの焼却によって発生したエネルギーはどうなるの？

発電をはじめ、発生した温水は、場内ではロードヒーティングなどに、場外では日乃出いこいの家（公衆浴場）などへ供給されます。



函館市日乃出清掃工場

新しい施設はどこにつくるの？

現在の場所につくります。日乃出清掃工場の建屋を利用して、3つの焼却炉を一つずつ整備していきます。

新しい施設はどんな施設になるの？

ごみを安全・安定的に処理するとともに、環境負荷の小さい施設にします。

3 プラスチックごみ対策

本市の現状と課題

プラスチックは、私たちの生活に幅広く利用され、なくてはならないものとして普及していますが、現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海に流出していると言われており、生態系、生活環境、漁業、観光などへの影響が懸念されています。

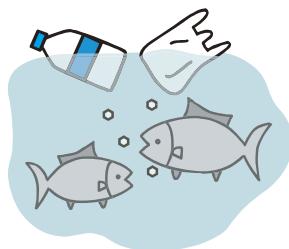
国が実施した漂着ごみ調査（平成 29 年度（2017 年度））によると、本市の海岸における漂着ごみ（容積ベース）の約 4 割が人工物となっており、そのうちの約 7 割がプラスチックごみとなっています。

海に面する本市にとって、海洋プラスチックごみ問題は、重要な課題であるため、より一層のプラスチックごみの排出抑制や適正処理に取り組んでいく必要があります。



施策の方向性

プラスチックごみの排出抑制や適正処理に取り組むとともに、海洋プラスチックごみ対策を進めます。



環境目標



使い捨てプラスチック製品の使用を控えている人



43.5%
(平成 30 年度)

80%^{*}
(令和 12 年度)



マイバッグ持参率



調査未実施



プラスチック容器包装組成分析適合品割合



88.2%
(平成 30 年度)

100%
(令和 12 年度)

* アンケート調査による評価

主な関連計画など

● 函館市一般廃棄物処理基本計画

● 函館市分別収集計画

施策の内容

① プラスチックごみ削減の推進

● プラスチックの使用削減

使い捨てのプラスチック容器包装・製品について、不必要に使用・廃棄されることのないよう周知啓発などに努めます。

● 分別・リサイクルの徹底

プラスチックの資源化のために必要な分別回収・リサイクルなどが徹底されるよう周知啓発などに努めます。

● 再生材・バイオプラスチック*の利用促進

再生プラスチックやバイオプラスチック製品の利用を促進します。



エコマーク



バイオマスマーク

② 海洋プラスチックごみ対策

● ポイ捨て・不法投棄対策の強化

海岸でのポイ捨て防止看板の設置やポスターなどにより啓発を図り、陸域や海域からのプラスチックごみの海への流出を抑制します。

● 清掃活動の推進

河川・海岸の清掃活動を推進し、プラスチックごみの海への流出を抑制します。

● 海で分解される素材の利用促進

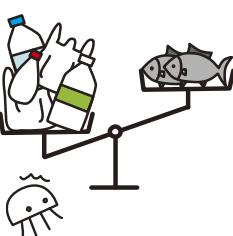
紙や生分解性プラスチックなどの海で分解される素材の利用を促進します。



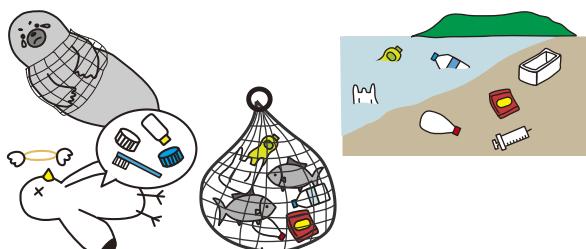
大森浜環境美化活動

コラム 海洋プラスチックごみ問題ってなに？

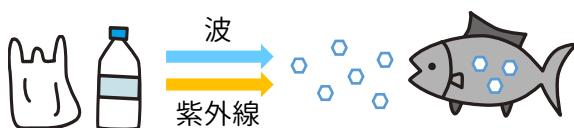
世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海に流出していると言わわれ、このままでは、2050年までには魚の重量を上回ると予測されています。



プラスチックは丈夫で便利ですが、海に流出すると、長期間環境中にとどまります。また、海に流出したプラスチックによる様々な影響が懸念されていますが、特に波や紫外線によって、細か



く碎けたマイクロプラスチック（5 mm 以下の微細なプラスチックごみ）は有害物質を取り込みやすく、それを食べた魚の体内に有害物質が蓄積され、生態系に及ぼす影響も懸念されています。



海洋プラスチックごみの削減のために、ごみの量を減らす（リデュース）、ものを繰り返し使う（リユース）、再生して資源にする（リサイクル）といった3R や再生材・バイオプラスチックを使用した製品を選ぶこと、ポイ捨てをしない、清掃活動に参加することがとても大切です。

* バイオプラスチック：バイオマスプラスチック（植物などを原料としたプラスチック）と生分解性プラスチック（微生物などの働きによって分解し、最終的に二酸化炭素と水に変化するプラスチック）の総称。



3 自然との共生社会の実現

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



6 安全な水とトイレを世界中に



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう

1 生物多様性の保全

本市の現状と課題

函館山や恵山、郊外部に広がる丘陵山岳地などの豊かな緑、清流は、多くの動植物が生息・生育している貴重な本市の自然資源です。

しかしながら、市街地の開発や、日常生活、事業活動などによって、自然環境に変化を及ぼすことで、生態系への影響が懸念されています。

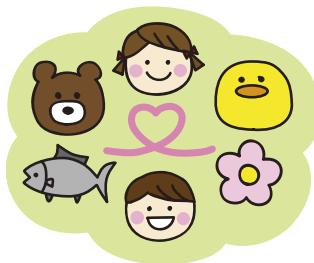
また、有害鳥獣による農業被害などが発生しています。

生物多様性を保全するため、様々な動植物が生息・生育する貴重な自然を守っていく必要があります。



施策の方向性

生物多様性への関心を高めるとともに、野生動植物の保全、鳥獣の保護・管理や外来種対策を行います。



環境目標



自然環境の満足度



82.3% ➡ 90%[※]
(平成 30 年度) ➡ (令和 12 年度)

※ アンケート調査による評価



生物多様性の保全に 関心のある人



調査未実施 ➡ 50%[※]
(令和 12 年度)

主な関連計画など

- 函館市都市計画マスタープラン
- 函館市緑の基本計画
- 市街化調整区域の環境形成に関する基本方針

- 函館市森林整備計画
- 函館市都市景観形成基本計画
- 函館市鳥獣被害防止計画

① 野生動植物の保全

● 希少野生動植物の保護

希少野生動植物の分布や生態に関する情報収集・情報発信に努めるとともに、法令などに基づく適正な保護に努めます。

● 動植物の生息・生育環境の保全

法令などに基づく適正な自然環境保全を進めるほか、生態系を維持する森林や農地などの保全管理、生態系に配慮した川づくりを推進します。



クマゲラ（絶滅危惧II類*）
赤色の頭頂部以外は全身黒い大型のキツツキで生息環境の悪化などにより数が減少しています。天然記念物に指定されています。



ハイタカ（準絶滅危惧*）
ハトくらいの大きさの小型のタカで生息環境の悪化などにより数が減少しています。

② 鳥獣保護・管理の推進

● 野生鳥獣の保護

函館公園で傷病鳥獣の受入を行い、関係機関と協力して野生鳥獣の保護に努めます。

● 鳥獣被害防止対策

関係団体への委託などによる計画的な有害鳥獣の捕獲を実施するなど、農林水産業などへの被害の防止に努めます。

● 捕獲した有害鳥獣の有効活用

捕獲した有害鳥獣の食肉の活用を推進します。



個体数の増加が問題となっているエゾシカ

③ 外来種対策

● 外来種*対策

外来種に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、北海道などと連携を図りながら、外来種による生態系への影響の防止に努めます。



ブルーギル（特定外来生物*）
五稜郭公園の堀に生息しており、現在、駆除が行われています。幅広い水生生物を食べ、その生息を脅かします。

④ 動物愛護・適正管理の推進

● 動物愛護・適正管理の推進

動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発に努めるほか、収容した犬や猫の返還・譲渡促進により殺処分の減少に取り組み、動物の愛護と適正管理を推進します。



* 絶滅危惧II類：絶滅の危機が増大している種。

* 準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種。

* 外来種：人によって本来の生息・生育地からそれ以外の地域に持ち込まれた生物で、外来種の中には、日本の在来の生物を食べたり、すみかや食べ物を奪い、生態系を脅かす侵略的な生物がいる。

* 特定外来生物：外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある生きもののこと。

2 水や緑の活用・ふれあいの推進

本市の現状と課題

水辺や緑は、私たちの生活にうるおいや安らぎを与えるとともに、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの観点からも、その重要性は高まっています。

本市では、函館公園をはじめ、平成30年度(2018年度)末現在で、374箇所の都市公園があります。また、市民アンケートにおける、水辺に対して満足している人の割合は約7割、公園や広場に対して満足している人の割合は、約6割となっています。

今後も様々な世代の人
が快適に憩える水辺や
公園など、自然とのふれ
あいの場を充実させて
いく必要があります。



施策の方向性

水辺や緑にふれあえる場を充実させ、生活にうるおいと活力をもたらす水辺と緑を創出します。



環境目標



水辺の満足度



67.3% ➡ 80%^{※1}
(平成30年度) (令和12年度)



公園や広場の満足度



61.3% ➡ 80%^{※1}
(平成30年度) (令和12年度)



都市公園の面積



現状を確保^{※2}
(令和12年度)
604.37ha (平成30年度)

※1 アンケート調査による評価

※2 函館市緑の基本計画により設定

主な関連計画など

- 函館市都市計画マスタープラン
- 函館市都市景観形成基本計画
- 函館港港湾計画
- 「ガーデンシティ函館」の実現をめざして
- 函館市森林整備計画
- 市街化調整区域の環境形成に関する基本方針
- 函館市景観計画
- 都市景観形成地域景観形成計画
- 函館市観光基本計画
- 函館市緑の基本計画
- 函館市上下水道経営ビジョン
- 函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

① 水辺空間の充実

● 快適な水辺空間の確保・活用

港湾、河川などにおいて、水と親しめる空間を確保するとともに、水辺の美化を推進し、水辺の景観の向上、水辺空間の充実を図ります。また、親水性の高いレクリエーション空間および憩いと安らぎの空間としての活用を図ります。



緑の島

③ ふれあいの推進

● ふれあいの場や機会の提供

市民の緑化活動を支援するほか、農業体験施設などのふれあいの場を創出・提供します。また、花と緑づくりに関する講座や住民参加のプログラムを実施します。



ボランティア・サポート・プログラムによる緑化活動

② 水や緑の保全・活用

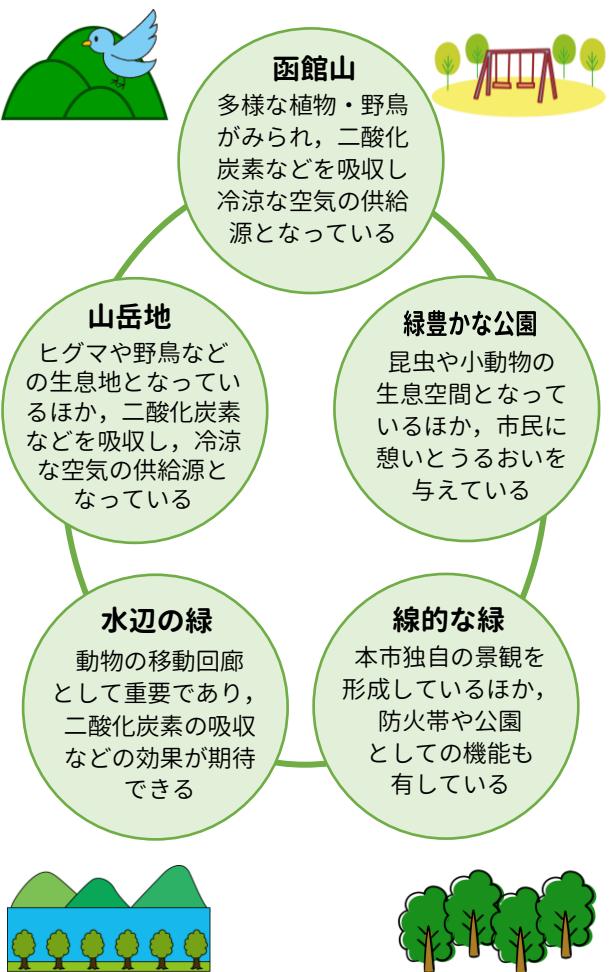
● 水と緑のネットワーク*の確保

函館山や都市公園などの緑空間や河川、広路などを保全し、様々な機能をもった水と緑のネットワークの確保に努め、レクリエーションの場などとしての活用を図ります。また、街路樹の整備を進めるほか、保存樹木や保存樹林の管理に助成を行います。

● 健全な水循環の確保

生態系に配慮した川づくりの推進や水源かん養林の適切な管理、都市施設での雨水利用などにより、健全な水循環を確保します。また、水循環や節水についての啓発を進めるとともに、水辺環境の保全活動を支援します。

コラム 様々な野生生物が生息する良好な自然環境について



参考：函館市緑の基本計画

* 水と緑のネットワーク：水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取組。

3 良好な景観形成の推進

本市の現状と課題

本市は、本市特有の歴史的景観のほか、函館山や美しい海岸線、恵山道立自然公園などの豊かな自然景観や函館山からの夜景など、特色ある町並みや美しい景観を有しています。これらは、観光客などを楽しませるとともに、市民生活にうるおいをもたらしています。

しかしながら、市民アンケートにおける快適な町並みと感じる人の割合は約5割となっています。

多くの市民や観光客に親しまれている本市特有の町並みや景観を大切に守っていくことが重要です。また、環境美化に対する市民意識の向上が求められます。



施策の方向性

地域特性を生かしながら、景観、夜景の保全を行うとともに、環境美化の取組を強化し、ポイ捨てごみのない美しい町並みをめざします。



環境目標



53.5%
(平成 30 年度) ➡ 80%
(令和 12 年度)

※ アンケート調査による評価



90.9%
(平成 30 年度) ➡ 100%
(令和 12 年度)

主な関連計画など

- 函館市都市計画マスタープラン
- 函館市都市景観形成基本計画
- 函館市西部地区再整備事業基本方針
- 函館市観光基本計画
- 函館市一般廃棄物処理基本計画
- 函館市空家等対策計画

- 函館市景観計画
- 都市景観形成地域景観形成計画
- 「ガーデンシティ函館」の実現をめざして
- 市街化調整区域の環境形成に関する基本方針
- 函館市除雪計画

施策の内容

① 地域特性を生かした 町並みづくり

● 歴史的建造物・景観の保全

歴史的文化的建造物の保全に努めるとともに、公共施設の整備において都市景観形成の先導的な役割を果たすよう努めるなど、地域特性を活かした町並みづくりを進めます。また、屋外広告物の規制や町並みづくりの意識向上を図ります。

● 自然景観の保全

函館山周辺などの自然景観との調和に配慮した建造物の景観誘導を図ります。特に函館山の眺望景観の保全、函館山山頂などの良好な展望点の維持に努めます。

● 夜景の保全

イルミネーションやライトアップといった光の演出による新たな魅力の創出に努めます。また、住宅や事業所、街路灯などについては、LEDなどの環境に配慮したものへの転換を進め、魅力的な夜景の保全に努めます。



市街地からの函館山の眺望



函館山からの夜景

② 環境美化の推進

● ポイ捨て防止の強化

ごみのポイ捨て防止、ごみの持ち帰りなどの環境美化の取組を強化します。また、清掃活動の呼びかけや活動を支援します。

● 安定した除排雪の推進

安定した除排雪体制づくり、効率的かつ効果的な除排雪作業の実施、地域除雪活動の充実を図ります。

● 空家・空地対策

空家の発生抑制や有効活用などに努めます。また、草刈りなどによる空地の適正管理の指導により、衛生害虫*の発生や花粉の飛沫、ごみのポイ捨てを防止します。



レジ袋削減およびごみのポイ捨て防止キャンペーン

コラム ごみのポイ捨て対策について

ごみのポイ捨て対策の一環として、小学校、町会、関係団体などが連携し、児童が清掃活動を行い、ごみのポイ捨て防止を市民に呼びかける「クリーン・ウォーキング大作戦」を毎年実施しています。

ごみのポイ捨て防止のためのボランティア啓発清掃活動を行うことで、環境教育の推進、地域住民のモラル・マナーの向上、ボランティア精神の醸成を図り、街の美化は自ら守るという主体性を育むとともに、ポイ捨てをしない、させない人づくりとポイ捨てのできない環境づくりをめざしています。

毎年、児童の皆さんには、一生懸命ごみを拾い、積極的に市民にポイ捨て防止を呼びかけています。



* 卫生害虫：人間や家畜に対して害を与える昆虫およびダニ類などのこと。



4 生活環境の保全

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



3 すべての人に
健康と福祉を



6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



14 海の豊かさを
守ろう

1 大気・水環境の保全

本市の現状と課題

- 大気環境については、ほとんどの項目で環境基準を達成しております、おおむね良好な状況にあります。
- 河川の水環境については、下水道の普及により、水質は改善しています。しかし、一部の河川では水質の改善に課題が残されています。
- 海域の水環境については、ほとんどの項目で環境基準を達成しております、おおむね良好な状況にあります。

現在の良好な大気・
水環境を維持していく
必要があります。



施策の方向性

大気・水環境のモニタリングを実施し、情報発信に努めるとともに、環境法令に基づく規制の取組や事業者における環境管理を促進します。



環境目標および環境基準（環境基準値を守ることを目標とします）

空気の満足度



84.7%
(平成 30 年度) ➡ 目標値 90%
※ (令和 12 年度)

※ アンケート調査による評価

二酸化窒素*濃度

NO₂

環境基準値
(0.06ppm) 以下

0.028ppm (平成 30 年度)

浮遊粒子状物質*

SPM

環境基準値
(0.10mg/m³) 以下

0.038mg/m³(平成 30 年度)

微小粒子状物質

PM2.5

環境基準値(年平均値 15μg/m³
かつ日平均 98% 値 35μg/m³)以下

全ての測定期で環境基準達成 (平成 30 年度)

松倉川 BOD*



環境基準値
(河口 3 mg/L) 以下

0.8mg/L (平成 30 年度)

函館海域 COD*



環境基準値
(A 類型 2 mg/L) 以下

全ての地点で環境基準達成 (平成 30 年度)

主な関連計画など

- 函館市都市計画マスタープラン
- 函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 函館市一般廃棄物処理基本計画
- 函館市地域公共交通網形成計画
- 函館市上下水道事業経営ビジョン
- 市街化調整区域の環境形成に関する基本方針

① 大気環境の保全

● 大気環境のモニタリング

大気環境の状況を的確に把握するためのモニタリングを実施し、その結果をホームページでリアルタイムに発信します。市民の関心の高いPM2.5については高濃度時の速やかな注意喚起を実施します。全国的に環境基準を達成できていない光化学オキシダント*については道外や国外からの影響が大きく情報収集に努めます。

● 事業活動による大気汚染の防止

大気汚染防止法などの大気に関する環境法令に基づく規制の取組を実施します。また、事業者からの求めに応じ助言に努め、環境管理の取組を促進します。

● 自動車・交通対策

道路整備などによる円滑な交通流の確保をはじめ、公共交通の利用促進やエコドライブ*の普及に努めます。

② 水環境の保全

● 水環境のモニタリング

河川や海域、地下水について、水環境の状況を的確に把握するためのモニタリングを実施します。

● 生活排水への対策

公共下水道の整備による水洗化や合併処理浄化槽*の普及のほか水質汚濁防止の啓発に努めます。

● 事業活動による水質汚濁の防止

水質汚濁防止法などの水質に関する環境法令に基づく規制の取組を実施します。また、事業者からの求めに応じ助言に努め、環境管理の取組を促進します。



松倉川

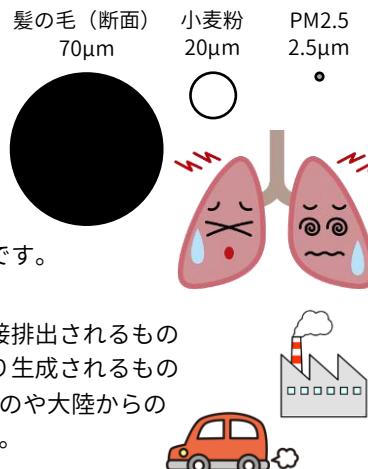
コラム 私たちの生活と大気・水環境について

微小粒子状物質（PM2.5）について

◆ PM2.5とは？

大気中に漂う小さな粒子のうち $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下のとても小さな粒子のことです。

肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環系への影響が心配されているものです。



◆ どこから発生するの？

① 物の燃焼などによって直接排出されるもの
② 大気中の化学反応により生成されるもの
の2種類があり、自然由来のものや大陸からの越境汚染によるものもあります。

◆ 高濃度時はどうするの？

判断基準に基づき、函館市ANSINメールや市ホームページなどにより注意喚起を行います。この場合、不要不急の外出を控えること、換気や窓の開閉を必要最小限にすることなどを心掛けてください。

貴重な水と生活排水について

地球上にはおよそ $14\text{億}\text{km}^3$ の水があると言われていますが、ほとんどが海水で、淡水は約2.5%，そして私たちが利用できる水は、わずか0.01%にすぎません。



貴重な水を使っている私たちは、もっと水の汚れ具合に关心を持つ必要があります。

魚がすめる水質にするには バスタブ(300L)何杯必要か？

	天ぷら油 (20ml)		$\times 20$ 杯
	マヨネーズ (15ml)		$\times 13$ 杯
	牛乳 (200ml)		$\times 11$ 杯
	ビール (180ml)		$\times 10$ 杯

* 二酸化窒素 (NO_2)：物質が高温で燃焼する際に発生する窒素化合物の一つで、発生源は、工場、自動車、家庭など多様で、呼吸器系に影響を及ぼすほか、光化学スモッグや酸性雨の原因物質となる。

* 浮遊粒子状物質 (SPM)：大気中に浮遊する粒子のうち $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下のもので、呼吸器疾患の増加を引き起こすことがある。

* BOD：河川水などの汚れの程度を表す指標の一つで、この値が大きいほど水が汚れていることになる。

* COD：海水などの汚れの程度を表す指標の一つで、この値が大きいほど水が汚れていることになる。

* 光化学オキシダント：工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている物質が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こした酸化力の強い物質を総称したもの。

* エコドライブ：省エネルギーで二酸化炭素などの排出を削減する運転技術や心がけで、加減速の少ない運転やアイドリングストップなどが挙げられる。

* 合併処理浄化槽：台所、風呂、洗濯などの生活排水と、屎尿を併せて処理する浄化槽のこと。

2 音環境の保全

本市の現状と課題

- 自動車交通騒音は、環境基準をおおむね達成しており、騒音改善の措置を関係機関に要請する限度を超える地点はありません。
- 航空機騒音は環境基準を達成しています。
- 近隣の事業所や家庭からの音に関する苦情や相談が近年増えています。

現在の自動車交通騒音の水準を維持していく必要があります。また、近隣への音に対する配慮について市民意識の向上が求められます。



施策の方向性

音環境のモニタリングを実施し、状況を把握するとともに、近隣に対する音の配慮について、市民意識の向上を図ります。



環境目標

音の満足度



78.2%
(平成 30 年度) ➡ 80%
(令和 12 年度)

※ アンケート調査による評価

自動車交通騒音



現状を確保
(令和 12 年度)

環境基準達成率（面的評価）
97.7% (平成 30 年度)

施策の内容

① 音環境の保全

● 自動車交通騒音など

自動車交通騒音の状況を把握するためのモニタリングや面的評価を実施するとともに、改善が必要な場合は、関係機関と速やかに協議します。また、公共交通の利用促進や道路整備に努めるほか、航空機騒音のモニタリングを実施するとともに、空港周辺の住宅騒音防止対策に努めます。



● 近隣騒音

近隣に対する音の配慮についての周知啓発に努めるほか、騒音規制法などの音に関する環境法令に基づく規制の取組を実施します。また、近隣騒音に関する苦情や相談へ速やかに対応します。



3 化学物質などへの対策

本市の現状と課題

- ダイオキシン類は、大気、水質、水底の底質および土壌の4項目が全ての地点で環境基準を達成しています。
- ベンゼンなどの有害大気汚染物質は、全ての地点で環境基準を達成しています。
- 事業所や家庭からの悪臭に対する苦情や相談が市に寄せられています。
- 農薬については、農薬の適正使用の指導、有機農業などの環境保全型農業の促進により、安全な農作物の生産や土壌汚染、水質汚濁の低減に努めています。
- 放射性物質^{*}については、市内に流通する食品の放射性物質検査を行い、食の安全・安心の確保に努めており、放射性物質はほとんど不検出となっています。
- 電磁波^{*}については、人体への影響が懸念されていますが、科学的に未解明の状況で、国などが調査研究を進めています。

ダイオキシン類などについては、継続して環境基準を達成していく必要があります。また、市民の健康や生活環境の保全のために、化学物質や放射性物質などの情報収集を行う必要があります。



施策の方向性

ダイオキシン類などのモニタリングを実施し、状況を把握するとともに、市民の健康を守る視点からの情報収集・提供に努めます。



環境基準（環境基準値を守ることを目標とします）

☑ ダイオキシン類濃度

ダイオキシン

大気 環境基準値 (0.6pg-TEQ/m^3) 以下

0.019pg-TEQ/m^3 (平成 30 年度)

水質 環境基準値 (1pg-TEQ/L) 以下

0.078pg-TEQ/L (平成 30 年度)

水底の底質 環境基準値 (150pg-TEQ/g) 以下

0.18pg-TEQ/g (平成 30 年度)

土壌 環境基準値 ($1,000\text{pg-TEQ/g}$) 以下

0.16pg-TEQ/g (平成 30 年度)

施策の内容

① 化学物質対策

● 化学物質対策

ダイオキシン類などのモニタリングを実施し、状況を把握するとともに、情報提供に努めます。化学物質の環境リスクを低減するため、事業者における化学物質の適正な管理を促進します。農薬の適正使用・節減、環境保全型農業を促進します。

② その他の対策

● その他の対策

悪臭に関する苦情や相談へ速やかに対応します。また、健康被害を及ぼすおそれのある放射性物質などに関する情報の収集・提供に努めます。

* 放射性物質：カリウム、セシウム、ヨウ素などの「放射線」を出す力を持った物質のこと。

* 電磁波：電界（電場）と磁界（磁場）が相互に作用しながら空間を伝播する波のこと。



5

総合的な取組の推進

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



1 地域づくり・人づくり

本市の現状と課題

良好な環境を将来世代に引き継いでいくためには、一人ひとりが環境保全意識を高め、環境にやさしいライフスタイルを実践していくことが重要です。

市内の多くの学校で校区内清掃活動や緑化活動が行われているほか、総合的な学習の時間を利用して、環境問題への取組を進めています。

一人ひとりの環境保全意識の向上に向け、環境教育・環境学習の取組や意識啓発の強化を図る必要があります。



施策の方向性

環境教育・環境学習などの取組を強化し、市民一人ひとりの環境保全意識の向上を図ります。



環境目標



環境問題に関心のある人

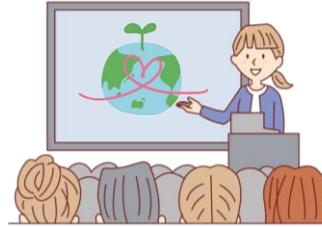


調査未実施

▶ 80%[※]
(令和 12 年度)



環境に関する出前講座の参加者数



635 人
(平成 30 年度)

▶ 800 人
(令和 12 年度)

※ アンケート調査による評価

主な関連計画など

- 函館市環境教育・環境学習推進基本方針
- 函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 函館市分別収集計画
- 函館市観光基本計画
- 函館市教育振興基本計画
- 函館市一般廃棄物処理基本計画
- 函館市都市計画マスターplan
- 「ガーデンシティ函館」の実現をめざして

① 環境教育・環境保全意識の向上

● 環境教育の推進

函館市環境教育・環境学習推進基本方針を改定し、学校をはじめ、様々な場における環境教育や環境学習の取組の強化を図ります。

● 環境保全意識の向上

イベントの開催をはじめ、環境問題について考える機会の場の提供や出前講座の開催などにより、環境保全意識の向上を図るほか、環境にやさしいライフスタイルの普及啓発に努めます。また、高等教育機関との連携などにより、環境保全活動の中心となる人材育成を図ります。



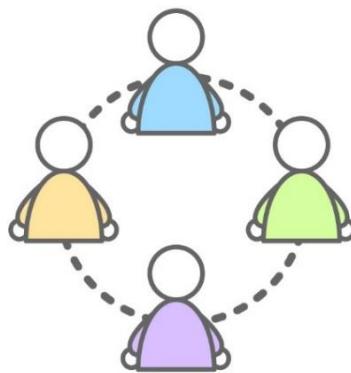
② 環境保全活動・協働取組の推進

● 環境保全活動の推進

環境保全活動について情報提供し、参加を促進するとともに、市民などの自主的で公益的な環境保全活動を支援します。

● 協働取組の推進

市民団体・事業者・教育機関・市などによる環境ネットワーク*を形成し、協働取組による環境保全活動を推進します。また、近隣市町などと連携し、環境保全施策に取り組みます。



③ 国際協力の推進

● 国際協力の推進

姉妹都市や留学生との交流をはじめ、JICAなど海外からの視察の受け入れを行い、環境保全に関する技術や情報などの提供により、国際協力の推進に努めます。



コラム 環境部の出前講座について

環境部の職員が学校や町会・自治会、サークルなどを対象に、下記のテーマで開催しています。

～令和元年度のテーマ～

- ① はこだてエコライフで家計費節約！
～地球温暖化防止のために～
- ② すごろくで楽しく学び、地球温暖化を防ぐ
エコレンジャーをめざそう！（小学生向け）
- ③ ごみの減量化・再資源化
- ④ 函館市の環境
- ⑤ ごみの分別・リサイクル
- ⑥ 清掃工場の見学
- ⑦ リサイクルセンターの見学



平成30年度は、①～⑤の講座を計18回開催し、635人が受講しました。また、清掃工場には、37団体1,400人が、リサイクルセンターには、11



出前講座の様子
団体348人が見学に訪れました。

* 環境ネットワーク：各種環境情報の共有化や環境保全活動における連携を指し、パートナーシップの考え方に基づく地域環境保全活動の推進を図る目的でつくりあげるもの。

2 環境情報の充実と共有

本市の現状と課題

本市の環境状況や函館市環境基本計画の進捗状況などについて市民へ情報提供するために、函館市環境白書*を作成し、公表しています。

また、広報紙やホームページ、ラジオなどを通じて、環境に関する情報を広く市民に周知しています。

環境基本条例や環境基本計画の認知度は非常に低い状況です。今後さらに、環境情報の整備・充実に努める必要があります。



施策の方向

市民の環境保全に対する関心を高め、
わかりやすい情報、広報の充実を図ります。



環境目標



函館市環境基本計画を
知っている人



9.0%
(平成 30 年度)

50%[※]
(令和 12 年度)



環境情報・広報への満足度



調査未実施

80%[※]
(令和 12 年度)

※ アンケート調査による評価

主な関連計画など

- 函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 函館市分別収集計画
- 函館市一般廃棄物処理基本計画
- 函館市緑の基本計画

施策の内容

① 環境情報の充実

● 情報の充実・発信

本市の環境状況や施策の実施状況などをまとめた函館市環境白書をはじめ、パネル展の開催やホームページ、環境部で発行している広報紙などを通じて、環境保全意識の向上を図るとともに、創意工夫をしながら環境情報の充実を図ります。



函館市環境白書



環境部ニュース

② 環境保全意識の把握

● アンケート調査の実施

若年層などをはじめ、幅広い市民の環境保全意識や意見などを把握し、環境保全施策に反映するため、市民アンケートを実施します。



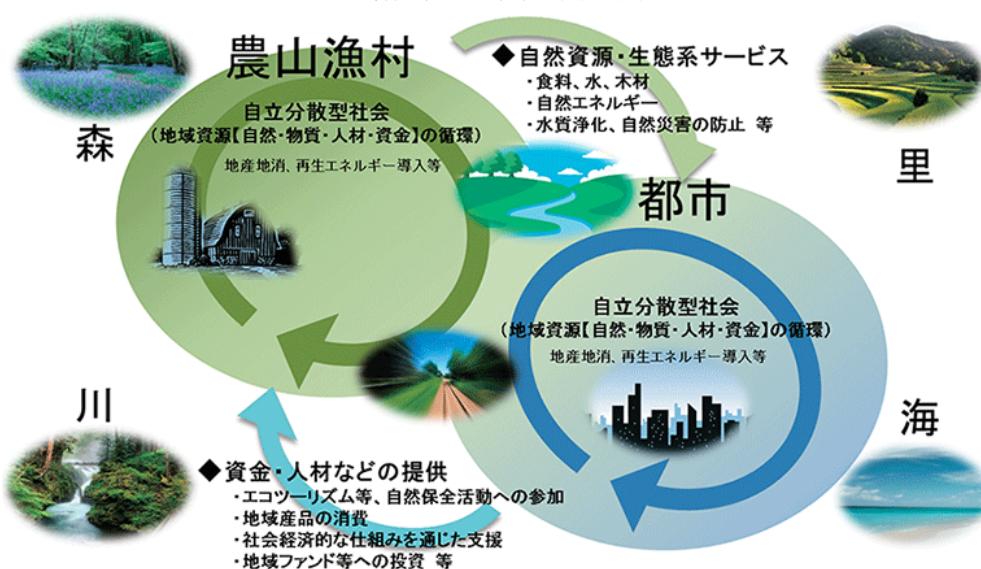
コラム 持続可能な地域づくり「地域循環共生圏」とは？

日本は、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えており、地方から都市への人口流出が継続し、地方の活力低下により、里地里山など豊かな自然環境が失われつつあり、環境・経済・社会の課題は、相互に関連し、複雑化しています。

国の第五次環境基本計画では、各地域がその特

性を活かした強みを發揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域などと地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造が提唱されています。

地域循環共生圏の概念図



出典：環境省 環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（令和元年版）

* 函館市環境白書：函館市環境基本条例に基づく年次報告として、市内の環境の現況や市の施策状況を中心に取りまとめたもの。

めざす環境像の実現のために、5つの基本目標に基づき、市民や事業者のみなさんに自主的かつ積極的に環境に配慮した取組を行っていただくとともに、行政が行う取組にも協力することが求められます。



1 地球環境の保全

市民に求められる取組



冷暖房の適切な温度管理、見ていないテレビは消すなどの省エネ生活（はこだてエコライフ）を実践しましょう。



家電などを買換えるときは、省エネルギー性能の高い製品を選びましょう。



LED 照明や高効率給湯器、高断熱化、太陽光発電、蓄電池などの導入に努め、住宅の省エネルギー化を進めましょう。



徒歩や公共交通機関により日常生活を送ることのできる街なかでの居住を検討するなど、コンパクトなまちづくりに協力しましょう。



植樹や花壇づくりなどの緑化活動に努めましょう。

事業者に求められる取組



事業者に求められる取組

クールビズやウォームビズの実施、環境マネジメントシステムの取得など、環境にやさしい事業活動を行いましょう。



省エネルギー性能の高い設備、機器や再生可能エネルギーなどの導入に努め、事業所の省エネルギー化を進めましょう。



フロン類使用製品を廃棄するときは、適正処理に努め、ノンフロン製品・設備を選びましょう。



中心市街地や路面電車沿線などにおける土地や建物などの既存ストックの有効活用に努めましょう。



敷地内などの緑化に努めるほか、市民の緑化活動を支援しましょう。

コラム

2100年未来の天気予報

環境省では、地球温暖化防止の国民運動「COOL CHOICE」の一環として、動画「2100年未来の天気予報」を公開しています。

右図は、十分な地球温暖化対策を行わなかった場合の2100年夏の予測で、気温上昇を抑えるために、世界全体で迅速かつ革新的な対策が求められています。

今後においては、十分な対策を実施した上で、それでも避けられない気温上昇と様々な影響に、適応していく必要があります。



出典：環境省 「2100年未来の天気予報」



2 循環型社会の形成

市民に求められる取組



使い捨て商品や過剰包装の商品など、ごみとなるものの購入を控えましょう。



生ごみの堆肥化や水切りなどにより、ごみの減量化に努めましょう。



再使用や修理ができるような製品を購入しましょう。



集団資源回収や古着などの回収に協力しましょう。



食材の使い切りや食べきり、30・10運動などにより、食品ロスを減らしましょう。

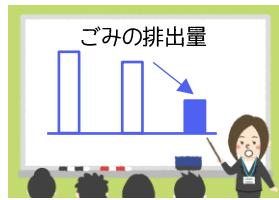


ごみの適正な分別や出し方のマナーを守りましょう。



マイバッグやマイボトルの持参などによる使い捨てプラスチックの使用削減に努めるほか、清掃活動へ参加しましょう。

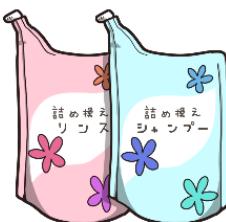
事業者に求められる取組



排出される廃棄物の減量化に積極的に取り組みましょう。



リユースの取組に協力しましょう。



再利用可能な製品や包装の少ない製品、エコマーク商品などの製造・販売に努めましょう。



リサイクルに積極的に取り組みましょう。



食べきりメニューの設定や30・10運動に協力するなど、食品ロスの削減に取り組みましょう。



廃棄物の適正な分別、保管、運搬、処理の徹底に努めましょう。

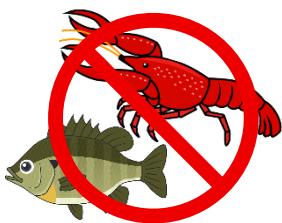


使い捨てプラスチック製品の使用削減に努めるほか、清掃活動へ参加しましょう。

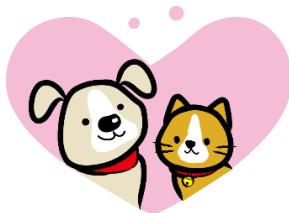


3 自然との共生社会の実現

市民に求められる取組



希少な野生動植物をむやみに捕らないようにしましょう。外来種とその問題について知り、正しい知識を身につけましょう。



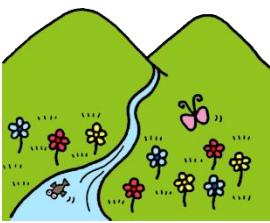
ペットを大切にし、最後まで責任を持って飼いましょう。(終生飼養)



公園や緑地、水辺などを訪れ、積極的に自然とふれあいましょう。

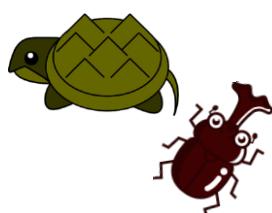


ごみは持ち帰り、ごみのポイ捨てはしないほか、積極的に清掃活動に参加しましょう。



事業者に求められる取組

動植物が生息、生育する自然環境に配慮した事業活動や土地利用を行いましょう。



ペットショップなどは飼い主へ外来種の適正な管理と最後まで責任を持って飼うよう呼びかけましょう。



地域特性に配慮した町並みづくりに協力するほか、環境に配慮した夜景の創造に努めましょう。



町の景観に配慮した事業活動を行うほか、積極的に清掃活動に参加しましょう。

コラム 生物多様性の大切さについて

生物多様性は、生き物の豊かな個性と生き物同士のつながりをいい、豊かな自然環境を守るうえ

で、大切な考え方で、私たちの暮らしは様々な自然の恵み(生態系サービス)に支えられています。

生態系の多様性

様々な種類の自然環境があること(森林、草原、河川、池、沼など)



遺伝子の多様性

同じ種類の生き物でも様々な個性があること(形、模様、生態など)



種の多様性

様々な種類の生き物が生息・生育していること(動物、植物、菌類など)



基盤サービス

大気・水・栄養などの循環

調整サービス

気候の安定、洪水の調整、土地の保全

生態系サービス

食料や原材料の生産

文化的サービス

風土、文化、芸術、レクリエーション

たべよう
地元でとれたものを食べ、旬のものを味わいます。

ふれよう
自然の中へ出かけたり、動物園や水族館、植物園などを訪ね、自然や生き物にふれます。

伝えよう
自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで伝えます。

まもろう
生き物や自然、人や文化との「つながり」を守るために、地域の活動に参加します。

えらぼう
エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで買います。



4 生活環境の保全

市民に求められる取組



徒歩、自転車、公共交通機関での移動に努めましょう。



エコドライブを心がけましょう。



水洗化の普及に協力するとともに合併処理浄化槽の設置、適正管理を進めましょう。



食器の油汚れは拭き取るなど、生活排水による水の汚れを防ぎましょう。

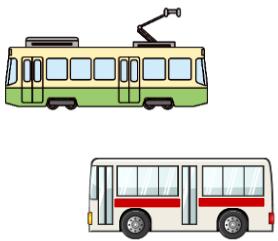


テレビや音楽の音量などは近隣へ配慮しましょう。



化学物質についての正しい知識を身につけるよう努めましょう。

事業者に求められる取組



自動車の適正な使用管理に努め、自動車の利用を減らすとともに公共交通機関の利用に努めましょう。



エコドライブを励行しましょう。



大気汚染や水質汚濁に関する法令を遵守しましょう。



騒音や振動に関する法令を遵守するとともに、近隣への配慮に努めましょう。



悪臭に関する法令を遵守するとともに、近隣への配慮に努めましょう。



化学物質の適正な使用・管理を徹底しましょう。



5 総合的な取組の推進

市民に求められる取組



環境問題に関心を持ち、環境にやさしいライフスタイルを実践しましょう。

エコイベント



環境関連イベントや環境について考える場などに積極的に参加しましょう。



地域で実施される環境保全活動に積極的に参加しましょう。

事業者に求められる取組



環境問題に関心を持ち、環境にやさしい事業活動を行いましょう。



環境関連イベントや環境について考える場などに積極的に参加しましょう。



地域で実施される環境保全活動に積極的に参加しましょう。

コラム 環境にやさしいライフスタイルについて

私たちの暮らしは、自然の恵み（生態系サービス）によって支えられています。私たちの価値観やライフスタイル・ワークスタイルの在り方は、消費行動やエネルギー・資源の利用等を通じて、地球環境に大きな影響を及ぼしており、市民一人ひとりが自然の恵みを意識して、自分のこととして捉え、暮らしを通じて、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図る必要があります。

私たちの暮らしは、自然の恵み（生態系サービス）によって支えられています。私たちの価値観やライフスタイル・ワークスタイルの在り方は、消費行動やエネルギー・資源の利用等を通じて、地球環境に大きな影響を及ぼしており、市民一人ひとりが自然の恵みを意識して、自分のこととして捉え、暮らしを通じて、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図る必要があります。

環境を良くするために心掛けていることの割合 (%)

- ・ ポイ捨てはせず、ごみは持ち帰っている
- ・ 油や食べかす等を排水溝に流さないようにしている
- ・ 食材や日用品は無駄なく使い切るようにし、ごみを減らしている
- ・ 隣や近所への騒音防止に心がけている
- ・ 地域の食材や旬の食材を選ぶようにしている
- ・ 使い捨てプラスチック製品（レジ袋、ストロー等）の使用を控えている

90.9

77.3

58.1

53.9

51.2

43.5

- ・ 運転の際は、不要なアイドリングの停止やふんわりアクセルを心がけている
- ・ 自宅やその周辺で花や緑を育てている
- ・ 徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、車の利用は控えている
- ・ 自然とふれあったり、生物の生息場所を大切にしている
- ・ エコマーク製品や省エネ製品等の環境に優しい製品の購入を心がけている
- ・ 地域における環境保全のための取組に参加している
- ・ その他

37.6

36.8

29.1

22.9

15.2

5.1

5.6

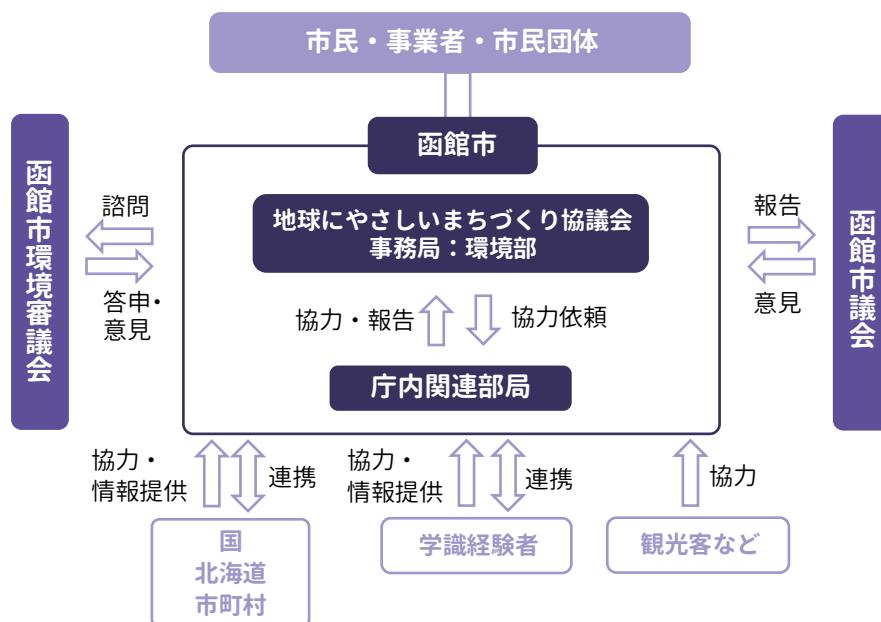
資料：函館市の環境に関する市民アンケート調査（平成30年度）

1 推進体制

推進体制

本計画の各種施策は、様々な行政分野にわたっており、府内各関係部局が連携しながら、一体となって推進する必要があるため、府内関係部局で構成する「地球にやさしいまちづくり協議会*」において調整を図りながら、計画の着実な推進に努めます。

また、地域として一体的に取り組めるよう、市民、事業者、市などが情報を共有し、連携・協力しながら推進できるような環境づくりに努めます。



2 計画の進行管理

進行管理や点検・評価

計画の進捗状況については、年次報告書となる「函館市環境白書」を作成し公表します。各個別施策における環境目標や環境基準の項目に関して、最新値の把握や定期的な市民アンケート調査を実施し、点検・評価を行います。また、学識経験者などで構成される「函館市環境審議会*」に、毎年進捗状況を報告し、意見・提言をいただきながら、それらを踏まえた取組を進めます。

計画の見直し

本計画は、市を取り巻く環境や社会情勢の変化、施策の進捗状況を踏まえて令和7年度（2025年度）を中心目標年次とし、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

* 地球にやさしいまちづくり協議会：市の環境行政の諸課題について協議・検討するために設置した函館市の内部組織。

* 函館市環境審議会：函館市環境基本条例に基づき設置された市の附属機関であり、環境基本計画や環境の保全および創造に関する基本的事項について調査・審議を行う。

参考資料

1

環境目標等一覧

基本施策ごとの環境目標項目の現状値（平成 30 年度）および目標値（令和 12 年度）の一覧です。なお、環境基準が定められているものについては現状値（平成 30 年度）および環境基準値を掲載しています。

基本目標	基本施策	環境目標・環境基準項目	現状値 (平成 30 年度)	目標値(令和 12 年度) ・環境基準値
地球環境 の保全	地球温暖化 対策	省エネルギーに取り組んでいる人	87.8%	100%
		温室効果ガス排出量	基準年度比 8.5% 減 (平成 28 年度)	地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) で設定
循環型 社会の 形成	3R (リデュース・ リユース・リサイクル) の推進	1人1日当たりのごみ排出量	1,155g	1,093g 以下(令和 6 年度)
		リサイクル率	15.1%	20% 以上(令和 6 年度)
		最終処分量	19,840 t	14,966t 以下(令和 6 年度)
	廃棄物の 適正処理	ごみの分別を心がけている人	96.2%	100%
		不法投棄処理件数	280 件	230 件
	プラスチック ごみ対策	使い捨てプラスチック製品の使用を控えている人	43.5%	80%
		マイバッグ持参率	調査未実施	80%
		プラスチック容器包装組成分析適合品割合	88.2%	100%
自然との 共生社会 の実現	生物多様性の 保全	自然環境の満足度	82.3%	90%
		生物多様性の保全に関心のある人	調査未実施	50%
	水や緑の活用・ ふれあいの推進	水辺の満足度	67.3%	80%
		公園や広場の満足度	61.3%	80%
		都市公園の面積	604.37ha	現状を確保
	良好な景観 形成の推進	快適な町並みと感じる人	53.5%	80%
		ごみのポイ捨てをしないで持ち帰っている人	90.9%	100%
生活環境 の保全	大気・水環境 の保全	空気の満足度	84.7%	90%
		二酸化窒素濃度※	0.028ppm	0.06ppm 以下
		浮遊粒子状物質※	0.038mg/m ³	0.10 mg/m ³ 以下
		微小粒子状物質※	全測定局で達成	年平均値 15µg/m ³ かつ日 平均 98% 値 35µg/m ³ 以下
		松倉川 BOD※	0.8mg/L	河口 3 mg/L 以下
		函館海域 COD※	全地点で達成	A 類型 2 mg/L 以下
	音環境の保全	音の満足度	78.2%	80%
		自動車交通騒音 (環境基準達成率 (面的評価))	97.7%	現状を確保
	化学物質など への対策	大気のダイオキシン類濃度※	0.019pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
		水質のダイオキシン類濃度※	0.078pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L 以下
		水底の底質のダイオキシン類濃度※	0.18pg-TEQ/g	150 pg-TEQ/g 以下
		土壤のダイオキシン類濃度※	0.16pg-TEQ/g	1,000 pg-TEQ/g 以下
総合的な 取組の 推進	地域づくり・ 人づくり	環境問題に関心のある人	調査未実施	80%
		環境に関する出前講座の参加者数	635 人	800 人
	環境情報の 充実と共有	函館市環境基本計画を知っている人	9.0%	50%
		環境情報・広報への満足度	調査未実施	80%

※は環境基準項目

2

計画策定までの経緯

平成 30 年度（2018 年度）

- 10月　函館市の環境に関する市民・事業所アンケート調査の実施
- 2月　ワークショップ「はこだてエコカフェ」（市民・事業所）の開催
- 3月　新たな函館市環境基本計画策定のための基礎調査報告書取りまとめ
函館市環境審議会
(新たな函館市環境基本計画策定のための基礎調査報告書等、函館市の環境に関する市民・事業所アンケート調査、ワークショップ「はこだてエコカフェ」（市民・事業所）開催状況を報告)

令和元年度（2019 年度）

- 10月　地球にやさしいまちづくり協議会（庁内組織）へ計画素案について意見照会
- 11月　函館市環境審議会へ諮問
(函館市環境基本計画〔第3次計画〕（案）の審議)
- 函館市環境審議会から答申
- 1月　政策会議
(函館市環境基本計画〔第3次計画〕（案）の協議)
- 2月　函館市環境基本計画〔第3次計画〕（案）に対するパブリックコメント（意見公募）
手続きの実施
市議会民生常任委員会
(函館市環境基本計画〔第3次計画〕（案）の報告)
- 月　函館市環境基本計画〔第3次計画〕の決定

3

計画策定にあたっての市民意見等

(1) 函館市環境審議会

委員名簿

区分	氏名	役職名等	備考
学識経験のある者 (条例第36条第2項 第1号に規定する者)	三浦 汀介	北海道大学名誉教授 (北海道立工業技術センター センター長)	会長
	笠井 亮秀	北海道大学大学院水産科学研究院 教授	
	綿貫 豊	北海道大学大学院水産科学研究院 教授	
	三上 修	北海道教育大学函館校 教授	
	若松 裕之	函館大学 教授	
	平沢 秀之	函館工業高等専門学校 教授	
	佐々木 恵一	函館工業高等専門学校 准教授	
	小玉 齊明	函館工業高等専門学校 准教授	
	澤辺 桃子	函館短期大学 教授	
	渡辺 友子	北海道建築士会女性委員会 委員	副会長
関係行政機関の職員 (条例第36条第2項 第2号に規定する者)	兼平 史	函館弁護士会 会員	
	池田 誠	北海道地球温暖化防止活動推進員 (一般財団法人北海道国際交流センター専務理事)	
	齊藤 千秋	函館地方気象台 次長	
その他市長が 必要と認める者 (条例第36条第2項 第3号に規定する者)	佐藤 孝弘	北海道立総合研究機構森林研究本部 林業試験場道南支場 支場長	
	山本 和人	北海道立総合研究機構水産研究本部 函館水産試験場 場長	
	竹内 正幸	函館商工会議所 事務局長	
	渡部 保光	函館市漁業協同組合 専務理事	
	佐藤 均	函館市亀田農業協同組合 専務理事	
	中市 敏樹	函館東商工会 会長	
	西村 洋子	函館市町会連合会 理事 (女性部副部長)	
	山本 正子	函館市女性会議 理事	
	藤島 斎	南北海道自然保護協会 理事長	
	谷岡 浅子	公募	
	鄭舜玉	公募	
	森山 佳子	公募	

(2) 市民・事業所アンケート

函館市の環境に関する市民アンケート調査

● 調査目的

函館市環境基本計画〔第3次計画〕策定の基礎資料とするため、市民が環境について日頃から感じていることや、生活を取り巻く環境に対する満足度、よりよい環境づくりのために取り組んでいることなどについてアンケート調査を実施した。

● 調査方法

18歳以上の函館市民を対象に住民基本台帳から1,000人を無作為抽出し、アンケート票を郵送配布・回収の方法により実施した。

- ・ 調査地域 函館市全域
- ・ 調査対象 18歳以上の函館市民
- ・ 配布数 1,000件
- ・ 抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出
- ・ 調査方法 郵送配布～郵送回収方式
- ・ 調査期間 平成30年（2018年）10月11日（木）～10月31日（水）

● 回収状況

- ・ 回収数（率） 375件（37.5%）

函館市の環境に関する事業所アンケート調査

● 調査目的

函館市環境基本計画〔第3次計画〕の策定の基礎資料とするため、市内の事業所に対し、事業活動における環境保全に対する考え方や取組などについてアンケート調査を実施した。

● 調査方法

函館市内の200事業所を抽出し、アンケート票を郵送配布・回収の方法により実施した。

- ・ 調査地域 函館市全域
- ・ 調査対象 函館市内の事業者
- ・ 配布数 200件
- ・ 調査方法 郵送配布～郵送回収方式
- ・ 調査期間 平成30年（2018年）10月11日（木）～10月31日（水）

● 回収状況

- ・ 回収数（率） 95件（47.5%）

(3) 市民・事業所向けワークショップ

ワークショップ「はこだてエコカフェ」(市民対象) の開催

- 実施日時 平成 31 年 (2019 年) 2 月 2 日 (土) 13:30~16:00
- 実施場所 函館市地域交流まちづくりセンター
- 参加人数 26 人 (10 代: 7 人, 20 代: 5 人, 30 代: 1 人, 40 代: 7 人, 50 代: 1 人, 60 代: 3 人, 70 代: 2 人)

- 出された主な意見

函館の環境の魅力

海・函館山の自然、美しい景観、豊富な海産物など

函館の環境の課題

海や川の汚さや、遊びの場の少なさ、ごみのポイ捨て、公共交通（特にバス）の不便など

2030 年の函館の環境

公共交通の充実、自然環境は現状の維持、観光客と市民の満足度向上など



ワークショップ「はこだてエコカフェ」(事業所対象) の開催

- 実施日時 平成 31 年 (2019 年) 2 月 8 日 (金) 13:30~15:30
- 実施場所 函館市環境部
- 参加人数 6 人 (6 事業所)
- 出された主な意見

函館の環境の魅力

自然、歴史ある町並み、食、交通インフラの充実など

函館の環境の課題

交通（渋滞、公共交通の利用促進）、経済圏の狭さなど

2030 年の函館の環境

空気・水がきれい、エネルギー（バイオマス、水素など）の有効活用、低公害車の普及により交通環境は改善される、災害に安心（強靭）なまちなど



(4) パブリックコメント

● 周知方法

市政はこだて令和2年2月号、函館市ホームページ、ラジオ

● 実施期間

令和2年（2020年）2月3日（月）～3月3日（火）

● 対象者

- ・ 市内に住所を有する方
- ・ 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・ 市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・ 市内に存する学校に在学する方
- ・ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人および法人その他の団体

● 函館市環境基本計画〔第3次計画〕（案）の閲覧

函館市ホームページ、市役所本庁舎 i スペース、環境部環境総務課、各支所（亀田、湯川、銭亀沢、戸井、恵山、椴法華、南茅部）

● 実施結果

- ・ 提出数 件（個人 件）
- ・ 意見件数 件



函館市環境基本条例（平成 11 年 9 月 29 日 条例第 38 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）

第 2 章 環境の保全および創造に関する基本的施策（第 7 条～第 31 条）

第 3 章 地球環境保全の推進のための施策（第 32 条・第 33 条）

第 4 章 環境審議会（第 34 条～第 41 条）

附則

函館市は、北海道の南端部に位置し、温暖な気候、豊かな自然、さわやかな空気、おいしい水に恵まれ、我が国最初の国際貿易港として開港して以来、外国の文明を積極的に取り入れることにより国際性豊かな歴史と文化をはぐくみ、異国情緒あふれるまちへと成長し、交通の要衝として、また、高度な都市機能を持つ南北海道の政治、経済および文化の中心地として発展を続けてきた。

しかし、経済的発展や都市化の進展は、私たちの生活を便利にした反面、資源やエネルギーの大消費により身近な環境にさまざまな影響を及ぼし、更には人類の生存基盤である地球全体の環境をも脅かすまでに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を享受する権利を有するとともに、身近な自然環境や生活環境、更にはかけがえのない地球環境を保全し、良好な状態で将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

今、21世紀を迎えるに当たり、私たちは、資源の循環的な利用等により、環境に負荷を与えていく社会経済活動や生活様式を見直すとともに、人間もまた自然の生態系を構成する一員であるという自覚の下に、人間と自然との共生関係の回復を目指し、地域はもとより世界の人々と協力して環境の保全に努めなければならない。

このような考え方立ち、函館市に集うすべての人々が、環境への負荷の少ない社会の実現に向け、自ら参加し、行動することで、良好な環境を保全し、ならびに快適な環境を維持し、および創造するとともに、かけがえのない地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全ならびに快適な環境の維持および創造（以下「環境の保全および創造」という。）について、基本理念を定め、ならびに市民、事業者および市の責務を明らかにするとともに、環境の保全および創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全および創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全および創造は、本市に集うすべての人々が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境に十分配慮することにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全および創造は、市民、事業者および市がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し、連携することにより推進されなければならない。

4 地球環境保全は、市民、事業者および市が自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動および日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全および創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる廃棄物等の適正な処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全および創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全および創造について配慮しなければならない。

第2章 環境の保全および創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全および創造に関する施策の策定および実施は第3条に定める環境の保全および創造についての基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、および生活環境が保全されるよう、大気、水、土壤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境が保全されること。

(3) 自然との豊かな触合いを確保するとともに、地域の個性を生かした都市景観の形成および歴史的文化的遺産の保全に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。

(4) 地球環境保全に資する環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、函館市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全および創造に関する目標
- (2) 環境の保全および創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全および創造に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ函館市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第9条 市長は、毎年、市民に環境の状況、環境への負荷の状況および環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、函館市環境白書を作成し、公表するものとする。

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為および自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(経済的措置)

第12条 市は、市民および事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るために、特に必要があるときは、市民または事業者に適正かつ公平な経済的な負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境の保全および創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るために、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るために、市民および事業者による資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設および維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(海域、河川等の水質の保全等)

第15条 市は、良好な水環境を保全するため、海域、河川等の水質の保全、親水性の高い水辺空間の創造、海岸線の維持その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林および緑地の保全等)

第16条 市は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を確保するため、森林および緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の生育環境の保全等)

第17条 市は、野生生物の多様性を損なうことのないよう適正に保護するため、その生息環境の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

(夜景等の保全等)

第18条 市は、自然と調和した魅力ある都市景観の形成を図るために、夜景および歴史的文化的遺産の保全ならびに地域の特性に配慮した良好な町並みの形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(美観の維持)

第19条 市は、美観の維持およびその意識の高揚を図るため、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第20条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民および事業者による当該製品等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全および創造に関する教育および学習の推進)

第21条 市は、市民および事業者が環境の保全および創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全および創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全および創造に関する教育および学習を推進するものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童および生徒の環境の保全および創造に関する教育および学習を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映等)

第22条 市は、環境の保全および創造に関する施策に、市民、事業者およびこれらの者の組織する民間の団体（以下この条および次条において「民間団体」という。）の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、その施策の推進に当たっては、市民、事業者および民間団体の参加の機会の確保に努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第23条 市は、市民、事業者または民間団体による環境の保全および創造に関する自発的な活動が促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理に関する取組の促進)

第24条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう自主的な管理を行うことを促進するため、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第25条 市は、第21条の規定による環境の保全および創造に関する教育および学習の推進ならびに第23条の規定による環境の保全および創造に関する自発的な活動の促進に資するため、環境の保全および創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査および研究の実施)

第26条 市は、環境の保全および創造に資するため、必要な調査および研究の実施に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第27条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験および検査の体制の整備に努めるものとする。

(事業者との協定)

第28条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減をため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(国および他の地方公共団体との協力)

第29条 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全および創造のために広域的な取組を必要とする施策については、国および他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第30条 市は、各機関が緊密に連携して、環境の保全および創造に関する施策の調整を図るとともに、施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第31条 市は、環境の保全および創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球の温暖化の防止等に関する施策の推進)

第32条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第33条 市は、地球環境保全に資するため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、環境の保全に関する技術、情報等の提供により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第34条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、函館市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第35条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全および創造に関する基本的事項

2 審議会は、前項に規定する事項に關し市長に意見を述べることができる。

(組織および委員等)

第36条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が必要と認める者

3 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 職能の故をもって委嘱された委員が、その職を退いたときは、委員を解嘱されたものとする。

7 委員は、再任されることができる。

8 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、特別委員を解嘱されたものとする。

(会長および副会長)

第37条 審議会に会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第38条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。

- 3 審議会の会議は、委員および議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席した委員および特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第39条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第40条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(補則)

第41条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章〔中略〕の規定は、平成11年12月1日から施行する。

[以下略]

函館市環境基本計画 [第3次計画]

令和2年（2020年）月

発行／函館市環境部環境総務課

〒040-0022 北海道函館市日乃出町26番2号

TEL 0138-51-0758 FAX 0138-56-4482

